



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

株式会社 エスケーアイ  
代表取締役社長 酒井 昌也  
(JASDAQ:コード番号 9446)  
問合先 常務取締役管理本部長  
兼経理部長 田川正彦  
電話番号 052 (262) 4499

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 25 年 12 月 12 日に開催を予定しております定時株主総会に、当社定款の一部変更（以下、本件定款変更）を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の拡大と多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)に一部追加するものであります。
- (2) 当社は、平成 13 年 1 月 15 日に発行可能株式総数を 19,440 株に変更した後、平成 16 年 5 月に 1 株を 3 株に分割して 58,320 株とし、平成 22 年 9 月には 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用するとともに、1 株を 500 株に分割して 29,160,000 株といたしました。上記(1)に記載いたしましたとおり、将来の事業内容の拡大に対応するため、発行可能株式総数を 40,000,000 株に変更するものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第 29 条および第 39 条)

なお、取締役の責任免除の規定(定款第 29 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (4) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

## 2.定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(18) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(19) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式数は、<u>29,160,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(18) (現行どおり)</p> <p>(19) <u>太陽光発電等エネルギー関連事業</u></p> <p>(20) <u>その他商業全般</u></p> <p>(21) (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000</u>株とする。</p> <p>(取締役の賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、</u>  <u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、</u>  <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>

